

## 令和2年度目的税の使途について

### 【都市計画税】

都市計画税については地方税法第702条により、「都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てる」とされています。

本市におきましても、令和2年度決算における都市計画税の収入分989,095千円を以下の事業の一般財源分に充当しました。

《歳入》 令和2年度決算額 989,095千円

《歳出》 令和2年度決算における充当状況

(単位:千円)

事業種別	担当課	事業番号	事業名	事業掲載 ページ	事業費	対象一般財源	都市計画税充当額
都市計画事業					1,067,955	1,067,955	989,095
	財政課	079421	下水道事業会計繰出金	39	1,067,955	1,067,955	989,095
合計					1,067,955	1,067,955	989,095